

- ・また、肝炎ウイルス検査体制の整備とともに、検査に関する受検勧奨にも取り組んでいるところです。「肝臓週間」（毎年5月の第4週）における様々な広報媒体を用いた集中的な受検勧奨等を実施。
- ③ 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、相談体制整備などの患者支援等
- ・肝炎の治療に際しては、正確な病態の把握や治療方針の決定、インターフェロン治療に伴う副作用を適切にコントロールすることが重要であるため、仕事等と治療を両立しやすいよう、地域における肝疾患の専門医療機関と、かかりつけとして日常的な肝炎治療を担当する医療機関の連携体制の構築が重要です。
 - ・このため、厚生労働省においては、各都道府県において指定される「肝疾患診療連携拠点病院」を中心とした、地域の肝疾患診療ネットワークの整備を進めています。
 - ・また、「肝炎情報センター」を（独）国立国際医療研究センターに設置し、拠点病院間の情報共有支援や、拠点病院向けの研修等を実施するなど、肝炎医療の均てん化及び水準の向上のための取組を進めています。
- ④ 国民に対する正しい知識の普及と理解
- ・肝炎は、多くの方が罹患・感染している身近な病気であるため、国民の皆様に肝炎に関する正しい知識を知っていただき、肝炎という病気を正しくご理解いただくことが、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためにも、また患者や感染者の方が安心して暮らせる環境づくりのためにも重要です。
 - ・このため、厚生労働省及び肝炎情報センターのホームページや、分かりやすいパンフレット等を用いた、正しい知識の普及啓発に努めているところです。
- ⑤ 研究の推進
- ・厚生労働省においては、2008（平成20）年6月に、国内の肝疾患の専門家により取りまとめられた「肝炎研究7カ年戦略」に沿って研究課題を設定し、新たな肝炎治療法・治療薬の開発等、基礎から臨床まで幅広く研究を推進しています。

（評価と今後の方向性）

- 事務事業の評価に関しては、平成20年度から新たに実施している肝炎総合対策も2年目であり、主な事業の実施主体である都道府県等の地方自治体において、肝炎医療費助成制度や肝炎ウイルス検査の無料実施体制、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした地域の肝疾患診療体制の整備といった、早期発見・早期かつ適切な治療の推進のための制度面での対応については、着実に進展しています。

（平成21年度において、全都道府県が、肝炎医療費助成事業及び肝炎ウイルス無料検査を実施。平成21年度末現在で44道府県が肝疾患診療連携拠点病院を指定済み。）

- 平成 22 年度においては、引き続き、自治体に対し、肝炎ウイルス無料検査実施体制の充実（委託医療機関での実施、委託医療機関数の増加等）及び未指定都県に対する肝疾患診療連携拠点病院の早期指定について、個別重点的な働き掛けを行います。
- 一方で、諸制度を実際に、国民の皆様にご利用いただくためには、
 - ・国民おひとりおひとりが、肝炎という病気についての認識を深め、早期発見・早期かつ適切な治療が重要であると認識いただくための広報・普及啓発活動
 - ・国・都道府県等において措置されている肝炎に係る諸制度についての周知が不可欠です。
- なお、肝炎対策について、定量的に課題を把握し、評価を実施するための適切な指標が存在しないため、政策の効果や課題等が定量的に把握できていないところです。

このため、今後、適正かつ効率的・効果的な肝炎対策の立案・実施に向け、肝炎感染者・患者数やそのうちの自覚者数、自覚の端緒となった検査機会、適切な治療を受けている者の数、適切な治療を受けていない場合の具体的理由等を、詳細に定量的に把握することについて、検討を進める必要があります。
- 肝炎対策の推進に係る今後の方向性については、
 - ・平成 22 年 1 月から施行された「肝炎対策基本法」（平成 21 年法律第 97 号）により、厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針を策定することとされており、策定後は、基本指針に基づき、肝炎対策を推進していくこととなります。
 - ・同法において、基本指針の策定に当たっては、あらかじめ「肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者」から構成される「肝炎対策推進協議会の意見を聴くもの」とされています。
 - ・平成 22 年 6 月から同協議会を開催し、基本指針の策定について意見を聴取しているところであり、協議会意見を踏まえて基本指針を策定する予定。

6. 施策の随時の見直し - 現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
5月	○新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議 ○厚生科学審議会感染症分科会結核部会	医療体制(12日) ワクチン(19日) 総括①(28日) 第17回(25日)	指摘を踏まえ、再流行時の対応及び、鳥インフルエンザ(H5N1)発生時の対策の見直しに活かします 結核部会での議論を踏まえ、結核に関する特定感染症予防指針の見直しに活かします
6月	新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会 厚生科学審議会感染症分科会結核部会 肝炎対策推進協議会	総括②(8日) 第9回(16日)、第10回(23日) 第18回(30日) 第1回(17日)	 肝炎対策基本指針策定に当たり、肝炎対策推進協議会の意見を聴取する。
7月	厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会	第11回(7日)	
8月	厚生科学審議会感染症分科会結核部会	第19回(6日)	

	厚生科学審議会 感染症分科会予 防接種部会	第13回(27日)	
	肝炎対策推進協 議会	第2回(2日)、第3回(26日)	
随 時	厚生労働省に寄 せられた「国民の 皆様の声」の分析	対応状況を、毎週記者に発表し、H Pに掲載している。	

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/~~減額~~)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

○予防接種法等の改正に伴う所要の税制改正(要望税目未定/平成23年度税制改正要望)

現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、予防接種法の在り方等について議論を行っているところです。これを受けて平成23年度に予防接種法等が改正された場合、それに伴って所要の税制改正を行う可能性があります。

○新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長(法人税・所得税/平成23年度税制改正要望)

新型インフルエンザの感染の拡大を防ぐには初動体制の充実が必要であり、初期段階の医療をになう感染症指定医療機関及び協力医療機関の設備の充実を図る必要があります。このため、感染症指定医療機関等に簡易陰圧装置を設置させるため、税制上の優遇措置を行います。(平成21・22年度に措置された内容の2年間の延長要望)

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

8. 有識者の知見の活用について

○感染症対策の推進について

- ・感染症に関する有識者（厚生科学審議会委員）に、平成21年度における感染症対策、新型インフルエンザ対策に係る実績の評価について意見聴取を実施しました。

○肝炎対策の推進について

- ・8月2日に開催された第2回肝炎対策推進協議会において、平成21年度における肝炎対策に係る実績の評価について意見聴取を実施しました。

9. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

結核のデータ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index.html>

結核部会資料等

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/kousei.html#kansen-kekkaku>

肝炎対策に関すること

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>

肝炎対策推進協議会資料等

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/kanen.html#top>

10. 添付資料等一覧

本評価書の添付書類は以下のとおりです。

別図 政策体系（I-5-1）

別表1-1 「感染症対策特別促進事業費」（事業評価シート）

別表2-1 「新型インフルエンザ対策費」（事業評価シート）

別表3-1 「肝炎対策事業」（事業評価シート）

事業評価シート

予算事業名		感染症対策特別促進事業費		事業開始年度		平成18年		
担当部局・課室名 作成責任者		健康局結核感染症課 (結核感染症課長 亀井 美登里)						
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(第53条の14、15)						
関係する通知、計画等		結核に関する特定感染症予防指針						
予算体系		(項)感染症対策費 (大事項)感染症予防事業等に必要経費 (目)疾病予防対策事業費等補助金						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:)						
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金[直接] (補助先: 都道府県、政令市、特別区 実施主体: 同左)						
		<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	結核にかかる定期の健康診断や予防接種の着実な実施を図りつつ、地域住民等の自主的な協力と地域の実情に応じた重点的な結核対策事業の実施の下に、効率的・効果的な予防措置を講ずることにより、結核対策の推進を図る。						
	対象 (誰/何を対象に)	都道府県、政令市、特別区						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等に対する結核予防総合事業 ・大都市における結核の治療率向上(DOTS)事業 ・DOTS事業による確実な治療の推進を図るとともに、治療終了後の自立に向けた支援を合わせて行うための連携体制の構築を図るための事業 など <p>・補助率 10/10 ・基準額等 感染症予防事業費国庫負担(補助)交付要綱による</p>						
コスト	平成22年度予算額			人件費				
	事業費	403 百万円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数	
	人件費	0 百万円			担当正職員	千円	人	
	総計	403 百万円			臨時職員他	千円	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	430						
	H19(決算上の不用額)	0						
	H20(決算額)	501						
	H20(決算上の不用額)	0						
	H21(予算(補正込))	0						
	H21(決算見込)	469						
H22予算	403							
平成22年度 予算 (補助金の場合には負担 割合等も)	一般会計より、補助金403百万円、補助率は10/10							

政策評価体系上の位置付、通し番号 I-5-1-(1)

事業評価シート

予算事業名		感染症対策特別促進事業費	事業開始年度	平成18年		
担当部局・課室名 作成責任者		健康局結核感染症課 (結核感染症課長 亀井 美登里)				
事業/制度の 必要性		保健師などが結核患者の服薬状況を確かめる直接服薬確認療法事業等は、結核の感染拡大・再発の防止や多剤耐性結核菌の発生防止に非常に有効であり、結核対策上、必要不可欠である。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		結核対策は、国、自治体、医療機関等が連携して実施しており、自治体は医療機関間の連携やDOTSの推進等を実施しており、国は財政面での支援等を行っている。				
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	予算執行率		%			
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		結核患者の罹患率の推移(人口10万人対比18人以下 /平成22年度)	人	19.8	19.4	未集計
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで、結核患者の治療を確実に行うことができるとともに、感染拡大や多剤耐性結核菌の発生も予防でき、有効である。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	結核の低まん延国を目指し、引き続き直接服薬確認療法事業等を実施することにより、結核罹患率の一層の低減を図る。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しをせず) 現状維持				
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)						

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-5-1-(2)		
事業評価シート				
予算事業名	新型インフルエンザ対策費	事業開始年度	平成11年度	
担当部局・課室名 作成責任者	健康局結核感染症課 (結核感染症課長 亀井 美登里)			
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	-			
関係する通知、計画等	<small>新型インフルエンザ対策行動計画(平成21年2月: 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議) 新型インフルエンザ対策ガイドライン(平成21年2月: 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)</small>			
予算体系	(項)感染症対策費 (大事項)感染症予防事業等に必要な経費 (目)医薬品等保管料/医薬品買上費			
実施方法	■直接実施			
	□業務委託等(委託先等:)			
	□補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:)			
	□貸付(貸付先:) □その他()			
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数 / 非常勤役員数 /	
	職員総数	内、官庁OB	役員報酬総額	
	積立金等の額	内訳	今後の活用計画	
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	新型インフルエンザ発生時に、国民に対して、適時に、必要な量の抗インフルエンザウイルス薬を供給するため、段階的に備蓄を進め、保管をしている。		
	対象 (誰/何を対象に)	国民		
	事業/制度内容 (手段、手法など)	「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、最新の医学的な知見、諸外国における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況等を踏まえ、段階的に抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進めている。		
コスト	平成22年度額		人件費	
	事業費	百万円	職員構成	
	人件費	百万円	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	
総計	150 百万円	担当正職員	千円	
		臨時職員他	千円	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額	
	H19(決算額)	3,423		
	H19(決算上の不用額)	0		
	H20(決算額)	15,522		
	H20(決算上の不用額)	0		
	H21(予算(補正込))	23,236		
	H21(決算見込)	23,133		
H22予算	150			
平成22年度 予算 (補助金の場合には負担割合等も)	・医薬品等保管料: 106,268千円 ・医薬品買上費: 44,016千円			

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-5-1-(2)				
事業評価シート						
予算事業名	新型インフルエンザ対策費	事業開始年度	平成11年度			
担当部局・課室名 作成責任者	健康局結核感染症課 (結核感染症課長 亀井 美登里)					
事業/制度の 必要性	新型インフルエンザの発生時に、全国の患者の発生状況等を把握し、抗インフルエンザウイルス薬が不足しないよう、都道府県に対し、国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を通じて放出し、適切な流通調整を確保するため備蓄をする必要がある。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、全国的な感染まん延を防止する観点及び地域の医療体制の確保を図る観点から、国及び都道府県の双方において備蓄を行うことが適切である。 また、都道府県においては、平成21年度から平成23年度の3カ年において地方財政措置が講じられており、備蓄を進めているところ。					
アウトプット	活動実績	【指標】 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（国民の45%相当量 ／平成23年度末）	単位 万人	H19年度実績 1,485	H20年度実績 2,118	H21年度実績 3,300
	予算執行率		%			
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
	事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)	抗インフルエンザウイルス薬については、平成17年度より備蓄を開始し、平成20年度には備蓄目標量を国民の23%から45%分に引き上げ、目標に向け備蓄を進めているところである。 国の備蓄分については、平成21年度末にタミフル：3,000万人分、リレンザ：300万人分の備蓄が完了し、目標数量に達成したところであり、適正に管理を行っているところである。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	国備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬については、平成21年度末で目標量に到達したところだが、今後の新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生では、十代の若年層の罹患者が多かったことや、今後のタミフル耐性ウイルスの発生に備えるため、リレンザの追加備蓄や新薬の備蓄についての検討が必要である。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)	先進諸外国においても、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を推進しており、我が国においては、これらの備蓄量や最近の医学的知見を参考にし、平成20年度に備蓄量の引き上げを行ったところである。					
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)	抗インフルエンザウイルス薬については、「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成21年2月最終改定）において「諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、備蓄を推進する。」こととされているところ。					

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長
2	要望の内容	<p>近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザが鳥から人へ感染する事例が増加。この鳥インフルエンザ(H5N1)が人から人へ感染する形に変異し、新型インフルエンザとして世界的に流行することが危惧されている。</p> <p>新型インフルエンザが発生した場合、国民に大きな健康被害を発生させ、最大2500万人が罹患、15～64万人が死亡すると想定されている。こうした中、1日の入院患者が最大10万1千人見込まれるなど、現在の医療体制では十分な対応ができないため、早急に医療提供体制を整備する必要がある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、平成21年度税制改正において、本税制を措置したところ(適用期間2年間)。</p> <p>このような状況の中で、平成21年4月に新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生し、医療提供体制については、新型インフルエンザ患者入院医療機関に係る補助等の措置を講じて対応。</p> <p>現在のところ、新型インフルエンザ(A/H1N1)の最初の流行は沈静化しているところであるが、今後再流行が生じる可能性もあり、また今回とは違った型の新型インフルエンザが発生するおそれもある。</p> <p>また、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書(平成22年6月10日)においても、医療体制について、以下のような提言がなされているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が基本的な方針、考え方を示した上で、都道府県ごとに地域の実情を踏まえ、必要となる医療提供体制について検討を進めるべきである。また、国は、これに対する必要な支援を行うべきである。 ・具体的には医療スタッフ等の確保、ハイリスク者を受入れる専門の医療機関の設備、陰圧病床等の施設整備などの院内感染対策等のために必要な財政支援を行う必要がある。 <p>以上の点を踏まえると、医療提供体制については引き続きその充実が求められるところであり、本税制については継続して措置することとしている。</p>
3	担当部局	健康局結核感染症課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成21年4月1日より2年間の措置として創設(平成23年3月31日まで)</p> <p>平成23年4月1日より2年間の延長措置を要望中</p>
6	適用又は延長期間	2年間

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新型インフルエンザ発生時、初期対応を行う感染症指定医療機関等(感染症指定医療機関及び「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき都道府県等が病床確保を要請した医療機関)における医療提供体制を確保する必要がある。また、新型インフルエンザ発生後、多数見込まれる入院患者に対処するには、感染症指定医療機関等の感染症病床のみでは不足するため、臨時に開設する病床における感染防止のため、簡易陰圧装置の設置が必要である。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>新型インフルエンザ対策行動計画 (新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月改定)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標5) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止することともに、感染者等に必要な医療等を確保すること (施策中目標1) 感染症の発生・まん延の防止を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>パンデミック期において最大10万1千人と見込まれる入院患者に対応できるだけの簡易陰圧装置を確保する。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>感染症指定医療機関等(約4,060カ所、約4,060台)に簡易陰圧装置を設置</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 この租税特別措置等により、政策目的である簡易陰圧装置の必要数の確保を図る。</p>
8	有効性等	① 適用数等	平成21年度適用数:23台(10医療機関)
		② 減収額	平成21年度減収額:約230万円 平成23年度減収額:約240万円(平成21年度実績をもとに推計)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度)</p> <p>平成21年度までに、369の簡易陰圧装置が整備済み。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度)</p> <p>平成 21 年度については、税制適用により 23 台の簡易陰圧装置が整備され、新型インフルエンザ対策に必要な医療提供体制の確保につながった。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21 年度)</p> <p>特に民間医療機関等で、新たな簡易陰圧装置の設置が進まず、新型インフルエンザ発生時に必要な医療提供体制を確保できない。</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度)</p> <p>同上</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>新型インフルエンザは、感染力が強く、全国的に急速に拡大するおそれがあるため、不足が見込まれる入院施設の確保を容易にする簡易陰圧装置を、全国各地に幅広く設置を促すためには、設置補助に加え税制を活用することは着実に進めるためには有効である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同上
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		(今後、意見聴取予定)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—